

# 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取り組みについて

## 1 工事等における感染拡大防止措置等

現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を行うとともに、施工に伴う三つの密の発生の回避や影響緩和の対策を講じること。

## 2 感染者の報告

技術者等の新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、速やかに発注者に報告するとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や本人と濃厚接触した疑いがある者の自宅待機等の適切な措置を講じること。

## 3 一時中止等の申し出

次のような事態の発生に伴い、施工を継続することが困難となり、工事の一時中止や工期の見直し等が必要になった場合には、速やかに発注者に申し出ること。

なお、この場合、事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、特段の事情がない限り、受注者の責めに帰すことができないものとする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の罹患に伴い技術者等が確保できない場合
- ・ 学校の臨時休校などの感染拡大防止措置に伴い技術者等が確保できない場合
- ・ 上記の理由により、資器材等が調達できない場合 など

## 4 感染予防対策ガイドライン

建設現場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止については、「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン【国土交通省】」を参考にしてください。

URL : [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)